

横福指第 149号

平成25年（2013年）10月1日

一部改正 横福指第1号

平成28年（2016年）4月1日

指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業者 様

横須賀市長 吉 田 雄 人

（公 印 省 略）

指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所におけるサテライトの
設置について（通知）

標記について、指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所におけるサテライトの設置に関する取扱いを別紙のとおり定め、本年10月1日から施行することとしたので通知します。

なお、サテライトの設置にあたっては、設置予定日の1月以上前までに、市との事前協議が必要であることを申し添えます。

事務担当 横須賀市福祉部指導監査課

指導監査第2係

電話 046（822）8393

(別紙)

指定訪問リハビリテーション等におけるサテライトの設置について

1 サテライト設置の趣旨

サテライトとは、指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準を定める条例等について（平成25年4月1日横福指第17号）第2-1及び指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準を定める条例等について（平成25年4月1日横福指第25号）第2-1において定める「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から、本体事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」であることを踏まえ、次の要件を満たす必要があります。

2 基本要件

サテライトは、主たる事業所と併せて次の要件を満たすこと。

- (1) 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- (2) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- (3) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- (4) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- (5) 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

3 設置要件

(1) 設置者

主たる事業所の設置者と同一法人であること。

(2) 主たる事業所との位置関係

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）の提供に当たっては、当該事業所の医師の診療が必要となるため、サテライトを設置する場合においても、利用者が定期的に当該事業所の医師の診療を受けることができるよう、設置場所や診療方法等について一定の配慮を行うこと。

(3) 設置場所

サテライトの設置は、横須賀市内に限ること。

(4) 名称

サテライトの名称は、主たる事業所のサテライトであることを明確にすること。

【例】「〇〇訪問リハビリステーション△△出張所」等

（「出張所」の部分は、支店や営業所などサテライトであることが明確になる名称とすること。）

(5) 設置数

サテライトの設置数は、原則として、主たる事業所に対し、1箇所とすること。

4 人員要件

(1) 管理者

主たる事業所に置かれている管理者は、サテライトを含めて一元的に管理すること。

(2) 従業者

サテライトには、主たる事業所と併せて指定訪問リハビリテーション等の提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適当数配置すること。

なお、勤務形態については、常勤・非常勤、勤務形態や勤務時間数を問わない。

5 設備要件

サテライトには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーション等の提供に必要な設備等を備えること。

6 運営要件

(1) 主たる事業所の役割

基本要件に定めるもののほか、主たる事業所においては、サテライトにおける職員の人事や給与、福利厚生等の勤務条件等などについて一元的に管理すること。

(2) 実施地域等

サテライトの営業日及び営業時間等は、運営規程で定めること。

また、サテライトの事業の実施地域は、主たる事業所の通常の事業の実施地域の一部とし、運営規程で定めること。この場合において、サテライトの事業の実施地域は、利用者が定期的に当該事業所の医師の診療を受けることができるよう、主たる事業所との位置関係及び利用者が定期的に当該事業所の医師の診療を受けるために講ずる措置を考慮し、適切な範囲で定めること。

7 手続

(1) 設置に係る事前協議

主たる事業所の指定申請と同時にサテライトを設置しようとする場合は、サテライトを含めて指定申請を行うこと。

また、指定後にサテライトを設置しようとする場合は、事前協議が必要であること。この場合、事前協議の結果が出るまで日数がかかる場合もあるため、サテライトの設置予定日の1月前までに事前協議を行うこと。

(2) 事前協議後の届出等

主たる事業所の指定申請と同時に行う場合は、申請提出期限までに、指定後にサテライトを設置しようとする場合は、サテライトの設置予定日の10日前までに、それぞれ必要書類を提出すること。